

建契第137号の4  
令和4年12月23日

(一社)奈良県建設業協会長 殿

奈良県県土マネジメント部  
建設業・契約管理課長  
( 公 印 省 略 )

### 建設工事請負契約書等の改正について

平素は、本県土木行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 改正概要

##### (1) 建設発生土の計画制度の強化に伴う改正

「再生資源利用促進計画」策定対象工事の拡大、元請業者責任の強化

##### (2) 早期、フレックス契約制度の契約書の工期の記載の見直し

国の余裕期間制度適用契約書の工期の書きぶりに合わせる。

##### (3) 県発注の災害応急対策又は災害復旧工事に関し、不可抗力による工事目的物の損害については発注者が全額負担とする旨の改正

※3月末までに契約済で、4月1日以降に工期の終期が到来する工事のうち、  
災害応急対策又は災害復旧工事については、4月1日以降、第30条の改正規定を適用するため、契約変更を行うこととなる。

#### 2 改正期日

**令和5年1月1日以降**に契約を行う建設工事より適用（上記1（1）、（2））

**令和5年4月1日以降**に契約を行う建設工事より適用（上記1（3））

#### 3 その他

当該契約書及び新旧対照表は、本県ホームページに掲載します。

建設業・契約管理課の新着情報よりご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/4143.htm>

建設業・契約管理課  
公共工事契約管理係  
電話：0742-27-7425